

件名	教育職員の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例		
主管課	義務教育課		
根拠法令等	義務教育国庫負担金の算定方法見直し(文部科学省)		
【改正の概要】			
1 改正理由			
教育職員の処遇改善を図ることを目的として、教育職員の教員特殊業務手当を改定するため、この条例の一部を改正するもの。			
2 改正内容			
教員特殊業務手当の支給上限額を次のとおり改正する。			
	業務の区分	現行	改正後
	学校の管理下において行われる部活動における児童生徒の指導業務（週休日等に行うもの）	3,600円	3,900円
施行日	令和8年4月1日		